

**問合せ先**

市民生活課市民相談センター・
消費生活センター
(☎28-9110)

最近の電話詐欺について

警察官などを装い、信用させ金銭をだまし取ろうとする「ニセ警官詐欺」が増えています。警察官や検察官を名乗り、SNSやビデオ通話を使ってニセの逮捕状や警察手帳を提示したり、国際電話番号を使用し、警察署の電話番号を装ったりするなど、手口はさまざまです。

詐欺にあわないためには

- ▼お金の話が出たら詐欺を疑う
- ▼留守番電話に設定し、非通知設定や「+」から始まる国際電話番号など不審な電話には出ない

市民生活相談・消費生活相談

市民相談センター・消費生活センター（ヨリネスしばた1階）では、「心配ごと相談」や「消費生活問題の相談」を受け付けていますので、ご利用ください。

開設時間=土・日曜日、祝日・年末年始を除く9:00～16:00（受付は15:30まで）

司法書士による無料相談 **要予約**

相談は、1人30分まで、年度に1回限りです。

とき=12月4日☎13:30～16:30

ところ=消費生活センター（ヨリネスしばた1階）

予約先=同センター（☎28-9110）

※12月3日☎15:30までに予約してください